

秋田県水源森林地域の保全に関する条例のイメージ

1. 目的と基本理念

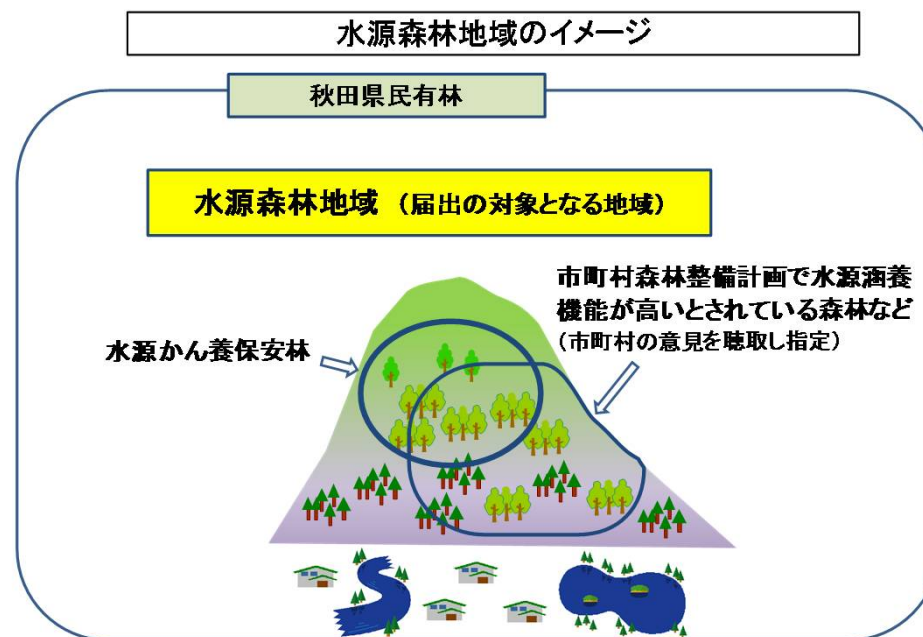
- 水源森林地域の保全に関し、適正な土地利用に誘導することにより、森林の有する水源涵養機能の維持増進を図る。

2. 水源森林地域の指定

- 届出の対象となる土地は、水源森林地域内の土地
(具体的には水源かん養保安林と水源涵養機能が高い森林など)
- 地域の指定方法は、林班単位
- 水源森林地域を指定(知事)するときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴取

3. 事前届出制度の導入

- 水源森林地域における適正な土地取引の確保を図るため、土地に関する権利の移転等の事前届出制を設ける。
- 土地の売買の前の届出となるため、現に土地に関する所有権、使用及び収益を目的とする権利を有する者(売主)が届出義務者となる。



事前届出制度のイメージ

